初鹿会計 情報発信

第 135 号 平成 30 年 4 月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

レ 経営者

経理担当者

従業員

初鹿会計事務所

 $\pm 400-0043$

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL http://www.hatsushika-kaikei.com/

雇用保険について

○雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの記載が必要になります

平成30年5月より、以下の届出等についてはマイナンバーの記載が必ず必要となります。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請
- ④ 育児休業給付支給申請
- ⑤ 介護休業給付支給申請

なお、5月以降マイナンバーの記載がない場合には補正のため返戻される場合があります。

〇平成30年度の雇用保険料率について

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの雇用保険料率は平成29年度から変更ありません。

- ・失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き 3/1000 (農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 4/1000)
- 雇用保険2事業の保険料率(事業主のみ負担)も引き続き3/1000(建設の事業は4/1000)

協会けんぽの社会保険料の料率改定について

健康保険料・介護保険料率が平成30年3月分(30年4月納付分)から下記のとおり変更となっております。

	~平成30年2月分	平成30年3月分~
介護保険第2号被保険者に該当しない場合	10. 04%	9. 96%
介護保険第2号被保険者に該当する場合	11. 69%	11. 53%

- ◎介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方です。
- ◎厚生年金保険料は変更ありませんのでご注意ください。
- ◎社会保険の届出等には原則としてマイナンバーが必須になっております。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。